

[特41条・実8条]

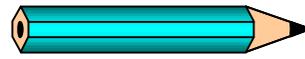
国内優先権の主張について

特許などを出願するときには、**国内優先権**というものを主張することができます。これがどのようなものかを、鉛筆の発明を例に説明しましょう。

今まで断面が丸い鉛筆しかなかったとします。そして、あなたが断面が正六角形の鉛筆を発明したとしましょう。断面を円形ではなく正六角形にすることで机の上においても転がって机から落ちてしまうことがなくなりました。また正六角形の断面が指になじむので握りやすく、とても、便利です。これなら、特許が認められそうです。あなたはこの基礎発明について特許出願したとしましょう。



【従来技術：断面円形の鉛筆】



【基礎発明：断面正六角形の鉛筆】

さて、あなたはしばらくの間断面が正六角形の鉛筆を製造・販売していました。そして、断面が正六角形ではなく、三角形の頂点を落としたような六角形（角取三角形）にすれば正六角形の場合よりもさらに鉛筆を握りやすくなることに気づいたとしましょう。あなたはこれも製造・販売することにし、同時にこれについても特許出願することにしました。



【改良発明：断面角取三角形の鉛筆】

ところが、後の出願は特許庁に拒絶されてしまう可能性が高いのです。断面が円形の鉛筆と断面が正六角形の鉛筆は確かに違う発明かもしれませんが、「断面が正六角形の鉛筆と断面が角取三角形の鉛筆は事実上同じ発明である。よって、特許するわけにはいかない。」とされてしまうことが予想されるわけです。

しかし、この鉛筆の例のように、ある基礎発明があり、後日その改良発明を完成するということは良くあることです。せっきくの改良発明が自分の基礎発明を理由に特許登録してもらえないというのは不条理です。そこで、**国内優先権の主張**という特別な取り扱いが認められています（もっとも、実際には別の理由で設けられた制度ですが）。

国内優先権の主張をおこなうと、「自己の基礎発明（断面が正六角形の鉛筆）の出願から1年以内にその改良発明（断面が角落ち三角形）の特許出願をした場合には、基礎発明を引き合いに改良発明が拒絶されない」という取り扱いを受けることができます。

国内優先権の主張を行って改良発明の特許出願を行う場合の利点や注意点には次のようなものがあります。

【利点】

- 1 基礎発明を引き合いに改良発明の特許出願が拒絶されることが無くなるので、改良発明について安全に特許権を取得できる。

- Ⅰ 改良発明の特許権に基礎発明の内容を含めて1つの特許権にできるので、特許管理が容易になる（特許権を維持する為に毎年支払ういわゆる特許料が1つの特許権分ですむので、安く特許権を維持できる）。
- Ⅰ 特許権の存続期間は改良発明についての特許出願日から起算するので、実質的に最大1年間特許権の存続期間が延長されたような効果を生じる（本来の制度趣旨とは異なる効果ですが・・・）。

【注意点】

- Ⅰ 基礎発明の特許出願から1年以内に改良発明の特許出願をしなければならない。また、改良発明の特許出願は新たに行わなければならないので出願費用が必要。
- Ⅰ 基礎発明の特許出願は取り下げられてしまうので、改良発明の特許出願内容に基礎発明の内容を盛り込んでおく必要がある。
- Ⅰ 改良発明について特許出願が拒絶された場合、基礎発明についてまで特許権を取得できなくなってしまう。

他にも注意すべき点がありますが、うまく利用すれば包括的な特許権を取得できるのみならず、毎年支払う特許料も特許権1つ分だけで済むので安く済むなど、改良発明を守るために非常に魅力的な制度です。また、神谷岳特許事務所でもそうですが、改良発明の特許出願を行う際には出願手数料を割引いてくれる特許事務所もあります。

最も効率よく発明を守る為に、改良発明をされた場合にはどうぞ弁理士にご相談ください。

2003年3月8日

著者 弁理士 神谷 岳

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gkami/kamipat/>
<mailto:kamipat@xqe.biglobe.ne.jp>